

# 参議院文部委員会議録第十七号

昭和二十九年四月八日(木曜日)午前十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君  
理事 魁木 亨弘君  
加賀山之雄君  
荒木正三郎君  
相馬 助治君

委員 雨森 常夫君  
木村 守江君  
田中 啓一君  
高橋 篤君  
中川 幸平君  
吉田 萬次君  
杉山 昌作君  
高橋 道男君  
岡 三郎君  
高田なほ子君  
永井純一郎君  
長谷部ひろ君  
野本 品吉君  
須藤 五郎君

国務大臣 文部大臣 大達 茂雄君  
政府委員 公安調査次長 高橋 一郎君  
文部政務次官 福井 緒方 信一君  
文部省初等中 教育局長 竹内 敏夫君  
事務局側 常任委員 会専門員

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。前回に引続きまして義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)○教育公務員特例法の一項を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)○本委員会の運営に関する件

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。前回に引続きまして義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)○教育公務員特例法の一項を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一部を改正する法律案を一括議題に供します。順次発言を許します。

○須藤五郎君発言の許可を求む

○委員長(川村松助君) 加賀山委員か

ら前以て通告を受けておりますから。

○須藤五郎君 これからは通告をして

発言するのですか。

○委員長(川村松助君) いや、そんなことはありませんが、前以て通告があ

ればそれからやるわけであります。

○須藤五郎君 これからは通告をして

発言するのですか。

○委員長(川村松助君) 慣例ですよ。

○須藤五郎君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○須藤五郎君 そんなことはいつきめられたのですか。

○高なほ子君 それはまあ結構だと

もうつかりしておつたほうが悪いと思うのです。恩いますけれども、私ども

の機会が廻つて来んじやないか、こう

いう点があると思うから、十分その間

頂いたほうが大変都合がいいと思うのです。で、私どもまあ質問を実は用意して来たのでありますので、出さないほうが悪いと言わればそれまでのことはされども、うつかりする場合もございますから、一つそういうふうにござりますが、して頂きたいと思いますが。

○委員長(川村松助君) これは私のほうではこう、いうことを故意にしたのであるだけであります。通常この委員会では前以て通告されましらそ順序でやるのが慣例であります。殊更ど

うということはありません。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高なほ子君 そういたしますと、今日は加賀山さんの次はどなたですか。

○委員長(川村松助君) 吉田君、野本君、その三人の中込があります。

○須藤五郎君 そんな……。

○岡三郎君 今の委員長のお話は一応慣例によられるということになつてい

るけれども、これからあらかじめ委員長の許にいる／＼のものが仮に出た

り、これが今度はいろいろ／＼時間によつて先着順ということになるのもややこ

ります。今私は加賀山さんが御質問なさ

ることに反対するという意味ではあり

ません。併し從來から、質問を通告し

て発言をするという方法をとつております。御了承願います。

(了承、「進行」と呼ぶ者あり)

○荒木正三郎君 質問を通告をして発

言するという方法はとつていいわけ

です。今私は加賀山さんは御質問なさ

ることに反対するという意味ではあり

ません。併し從來から、質問を通告し

て発言をするという方法をとつております。今私は加賀山さんは御質問なさ

ることに反対するという意味ではあり

きたい、法案の審議に入つて行きた  
い、そういうふうに私は考へるわけで  
す。

○委員長(川村松助君) 質疑が停頓をして進まないために、理事会のほうに移しまして、理事会において公聴会或いは証人喚問によつて解決しよう、こういう意味で私は理事会のほうにお集りを頂いて、皆さんの御了承を得たと思つております。

○須藤五郎君 私たちは理事でないために、理事会に入り発言をする機会を得ておりませんが、又他の理事からもそういう報告は受けておりません。またこの問題は未解決だというふうに私は考えておりますので、この際父部大臣に所信を私はお伺いしたい。そうしてやはりこれは一番重要なポイントですよ、これを解明しないで何の……。

○委員長(川村松助君) 理事会の結果を委員会に報告しましたよ、一切の処置を。

○須藤五郎君 いや、肆いておりません。この問題頗るかむりで触れないといふことは聞いておりません。私は議事進行に関して文部大臣の所見を質しておきたいのです。文部大臣の答弁を私は要求しますよ。「議事進行」と呼ぶ者あり)

○加賀山之雄君 今須藤君から発言がありましたが、私一般質問の通告を申上げて只今御指名があつたのですが、議事進行に関するとして須藤委員その他から御意見があつたので、それで今理事会で発言になつたことを一応この委員会の傍聴においていま一度委員長からそらくおつしやつて、それからそれに対する質問をお許しになると至当ではないかと思います。(「そうだ、そ

○委員長(川村松助君) 私の記憶では、加賀山君の動議が出来ましてそれが大多數の御賛成を得まして、そうして大臣の質疑に対する停頓を一時あずかりまして、そうして今日は二法案の審議に入る、こういうふうにきめたようになります。

○高田なほ子君 これはこういうことだと思うのです。みんな善意を以てやつておるという前提の上に立つのですから、この前の委員会で大臣が審議権に対する若干侵瀆の疑いを持つてゐる、言葉はこれはちよつときついと思うのですけれども、そういうことで委員会がもめたわけです。それでこのもんだのをいつまでも継続しておらないで、本問題については理事会に付託いたしましたようと、満場一致でこれは理事会に付託することにきまって、そこで昨日問題に対して理事会が開かれたことはこれは委員長の責任において聞かれただけです。従いまして理事会の結果は、委員会が理事会に付託した以上は、委員長の取扱いとしては当然その理事会の経過並びに結論について、一応ここに御報告あつて然るべきだと想う。その報告について疑惑があるかたは又委員長に対してもその経過や何かについてこれは質疑を展開されるということが、私は委員会の正しい運営のし方だと考えます。このように計らつて頂きたいと思います。(「その通り」進行と呼ぶ者あり)私の質問をどうして下さるのですか、闇から闇にやつてもらつては困る、取上げて下さい。

○委員長(川村松助君) 闇ではございません。

○荒木正三郎君 この前の文部委員会

で大連文部大臣の答弁に關して、委員会としては紛糾をしたわけではありません。それで鰐木委員から動議が出まして、これを理事会で話し合いをして解決してもらいたい、こういう申合せになつたわけであります。それで昨日理事会が開かれたのでございまして、若干の話合いがあつたのであります。従つて今日は劈頭にこの理事会の話合いを報告して、そして当文部委員会としてどうするかということを先ず処理して、それから質問に入るべきかと私は思います。ですから、そういうふうに御審處をお願いしたいと思います。

○委員長(川村松助君) ちょっとと速記をやめて下さい。  
○委員長(川村松助君) ちよつと速記をやめて下さい。  
○委員長(川村松助君) 速記を付けて下さい。  
○加賀山之雄君 この問題につきまし  
下さい。  
午前十一時十九分速記開始  
午前十時五十五分速記中止

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ、本会議は開かれます。そこで、これをお究明しなければ絶対に本案に入れないという意見もありますが、又別に本委員会としては、自主的に証人を喚問して真相を確かめるという方法が近く講ぜられることになつておりますので、審議に早く入るという意味で、本問題の取扱い方を理事会に移して、どう処理するかということを語つて、今各会派でそれを検討して、今日それをきめるという段階にあると思うのです。それをきめてから本委員会を再開して頂くのがいいと思いますので、一時本委員会を休憩して理事会を会いたいと思います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 只今の加賀山君の御発言のように取計らつて御異議ございませんか。

午前十一時二十一分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた。〕

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ  
れば一応休憩いたしまして理事会を開  
会いたします。  
午前十一時二十二分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた。〕

午前十時五十五分速記中止

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局